

平成29年度 さいたま市立中島小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

本校では、中島小学校3つの基本（生活の基本、行動の基本、コミュニケーションの基本）をもとに、豊かな人間性の育成を図るとともに、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、おこりうるものである。」という基本認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、対応を組織的に行う。そして、いじめを生まない土壌をつくるため、中島小学校の学校・家庭・地域（オール中島）一体となって、子どもたちを心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てるため、「さいたま市立中島小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

◎生活の基本（教職員・児童ともに意識して）

中島小3つの大切

◇あいさつをしっかりとしよう ◇きれいな学校にしよう ◇はきものをそろえよう

◎行動の基本（教職員・児童ともに意識して）

中島小3つの行動

◇人のいやなことは言わないししない ◇人の所為にししない ◇いやなことから逃げない

◎コミュニケーションの基本（教職員・児童ともに意識して）

心を潤す4つの言葉

◇おはようございます ◇ありがとうございます ◇ごめんなさい ◇はい

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の教職員は「いじめは、絶対に許されない」という認識をもち、いじめの早期発見、早期対応に努める。
- 2 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、保護者・地域・関係機関と連携した学校の組織的な対応につなげる。
- 3 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応するとともに被害児童を守りとおす。
- 4 いじめの加害児童には、毅然とした態度で指導するとともに、成長支援の観点から加害児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 5 学校の教育活動全体を通じて、道徳教育、人権教育、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図るとともに、読書活動・体験活動などの推進し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操やお互いの人格を尊重する態度の育成を組織的に行う。

Ⅲ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

この法律について「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけあい」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者を受けた児童に対する心理的又は物理的は影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅳ 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1）目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うことを目的とする。

（2）構成委員 A・・・校長、教頭

B・・・教務主任、生徒指導主任、各学年主任及び生徒指導担当、
教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校評議員、学校関係者評価委員、さわやか相談員、スクールカウンセラー、
学校地域連携コーディネーター

C・・・PTA会長、青少年育成中島地区会会長、防犯ボランティア代表、
民生委員、青少年育成会中島地区会補導委員長、交通指導員、
元PTA会長、自治会長、幼稚園園長・・・

※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など、構成員以外の関係者を招集し、対応する。

（3）開催 定例会（各学期1回～学校評議員連絡会と兼ねて開催）出席者A, C

校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）出席者A, B

臨時部会（必要に応じて、必要な構成委員を招集して開催）

（4）内容 いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むにあたって中核になる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめ早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの情報に関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係による悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、および関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCA サイクルの実行を含む）

V いじめの未然防止「学校いじめ防止プログラム」

1 道徳教育の充実

（1）教育活動を通して

「いじめをしない、させない、許さない」資質を育むために、全教育活動を通じて、道徳教育の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を構築する。

（2）道徳の時間を通して

「いじめ撲滅月間（6月）」に、「B 親切、思いやり 友情・信頼」の内容項目を取り上げ、道徳的实践力を養う。

上記の内容項目に当たる題材を学年で1～2つ選定し、掲示資料やワークシートを作成（修正）して授業実践を行う。

※学校公開日（7月実施）で、全学級で授業実践を行う。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施要項に基づき、以下の内容について取り組む。

- 月間中の「心の日」の取組内容の明確化（実施計画に明記する）
- 人権朝会の実施
- 人権の花運動の実施（平成29年度は、クラス一鉢運動として実施）
- 児童啓発ポスター、標語の作成

- いじめ撲滅に向けた各学級のスローガン作成及び掲示、広報活動
- 校長等による講話
- 「いじめ防止指導事例集」を活用した授業の実施
- 学校だより、学校HP、PTAだより等による家庭・地域への広報活動
- 月間中に教育相談週間を設け、心と生活のアンケートから必要な児童に面談を行うとともに、児童が相談しやすい環境を整え、相談に対し組織的に対応する。

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 4月の初めに、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、温かな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聞き方・相手が元気が出ない話の聞き方」の取組を通して、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめ未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的、計画的に「人間関係プログラム」で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、児童が互いに認め合う温かな雰囲気を醸成するとともに、いじめをしない、させない、許さない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法等を身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定するケースが多いことを踏まえ、自分が信頼できる大人に相談できるようにする。
- 授業の実施：5年生、6年生 ⇒ 6月
※授業の実施日等を職集で伝達し、多くの教職員が授業参観できるようにする。

5 メディアリテラシー教育を通して

- 児童の情報活用能力の向上を図り、いじめや人権侵害になるような間違った使い方について具体的に学習させるとともに、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施：5年生：4月24日（月）
- 「情報モラル」研修会の実施：教職員を対象に夏季休業中に行う。

6 さいたま市子ども会議を通して

- 児童会を中心にいじめをなくす取り組みについて考え、実践報告をする。

7 心を潤す4つの言葉推進運動を通して

- 中島小3つの基本のコミュニケーションの基本でもあるので、年間を通して学校全体で推進する。

8 いじめ防止シンポジウムを通して

- 「いじめ防止のための五か条」から、児童・保護者・地域の大人たちが力を合わせていじめ撲滅に取り組む。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○ 早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・共有した情報に基づき、組織的に、迅速に対応すること。

2 「心と生活のアンケート」「心のお天気アンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施

①「心と生活のアンケート」（年間3回）

- ・4月：3～6年
- ・9月：3～6年
- ・1月：3～6年

②「心のお天気アンケート」（年間5回）

- ・4月：1，2年
- ・9月：1，2年
- ・1月：1，2年

(2) アンケート結果 : 学年、学校全体で共有する。

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に基づき、児童と個別面談を実施する。

面談した児童について、記録をとり保存する。

面談結果について、学年、学校全体で情報を共有する。

面談結果をもとに、関係保護者との連携を図る。

3 毎学期の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 簡易アンケート（心のお天気アンケート）を年間3回実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知した場合には、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

4 教育相談週間の実施

(1) 6月に実施する。

(2) 「なかよしポスト」の活用等についてテレビ放送を通して全校に広める。

※さわやか相談員や養護教諭が出演し、「なかよしポスト」の使い方や相談の仕方等について話をする。

5 地域からの情報収集

P T A役員、学校評議員、青少年育成中島地区会員、自治会長、防犯ボランティア、主

任児童委員、民生委員等から、日常的に気になったことについての情報を収集するとともに、いじめを認知した場合には、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、相談を受けたりした場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、いじめやいじめの疑いがあるとの情報を入手した際には、関係職員を招集し、いじめ対策委員会を開催し、事実確認、情報整理、共有化を図る。指導・謝罪・個別指導等の対応や役割分担について、適切に指示する。また、保護者や関係機関との連携、協力体制を確立する。対応後の見守りの継続、定期的な相談の実施についても指示する。重大事態発生時には、直ちに教育委員会に報告する。
- 教頭は、校長への報告、連絡、相談を基本に据え、指示のもと、迅速、円滑に組織的な対応が取れるように、連絡、調整を行う。
- 教務主任は、教頭への報告、連絡、相談を基本に据え、指示のもと、迅速、円滑に組織的な対応が取れるよう、連絡、調整を行う。
- 担任は、日常的に一人ひとりの児童に目をかけ、手をかけ、声をかけ、わずかな変化も見逃さないよう配慮した学級経営を行う。定期的なアンケート結果を踏まえ、個別面談や保護者との連携、協力体制を構築する。いじめやいじめの疑いのうる情報を入手した際には、学年主任及び管理職に即時報告し、組織的な対応にあたる。
- 音楽・理科・少人数指導担当は、学年内のいじめやいじめの疑いについての情報入手に努め、いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を入手したりした際には、学年主任、管理職に即時報告し、組織的な対応にあたる。
- 学年主任は、児童や学年内の担当からのいじめやいじめの疑いについての情報入手に努め、いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を入手したりした際には、管理職に即時報告し、組織的な対応にあたる。
- 生徒指導主任は、自校内のいじめやいじめの疑いについての情報入手に努め、いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を入手したりした際には、管理職に即時報告し、組織的な対応にあたる。
- 教育相談主任は、学年主任や生徒指導主任との報告、連絡、相談を日常的に行い、いじめやいじめの疑いについての情報入手に努め、いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を入手したりした際には、管理職に即時報告し、組織的な対応にあたる。
- 特別支援教育コーディネーターは、学年主任や生徒指導主任、教育相談主任との報告、連絡、相談を日常的に行い、いじめやいじめの疑いについての情報入手に努め、いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を入手したりした際には、管理職に即時報告し、組織的な対応にあたる。
- 養護教諭は、日常的に一人ひとりの児童に目をかけ、手をかけ、声をかけ、わずかな変化

も見逃さないよう配慮した保健室経営を行う。定期的なアンケート結果を踏まえ、個別面談や保護者との連携、協力体制を構築する。いじめやいじめの疑いのうる情報を入手した際には、学年主任及び生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーターとの連携を図り、管理職に即時報告し、組織的な対応にあたる。

- さわやか相談員は、日常的に一人ひとりの児童に目をかけ、手をかけ、声をかけ、わずかな変化も見逃さないよう配慮したさわやか相談室経営を行う。定期的なアンケート結果を踏まえ、個別面談や保護者との連携、協力体制を構築する。いじめやいじめの疑いのある情報を入手した際には、学年主任及び学年担当、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーターとの連携を図り、管理職に即時報告し、組織的な対応にあたる。
- スクールカウンセラーは、いじめ対策委員会において、個別の事案について、専門的な立場からの助言を行うとともに、保護者との連携、協力にも努める。
- 保護者は、いじめは絶対に許されない行為であることを子どもに指導するとともに、いじめにあっては、または、いじめをしている等の児童の情報を入手した際には、即時学校に連絡するとともに、いじめの解決に向けて協力、継続的な観察などに努める。
- 地域は、いじめやいじめの疑いのうる情報を入手した際には、学校に即時連絡し、組織的な対応に協力する。
- その他、校内巡視をこまめに行い、児童の様子を日常的に把握し、いじめの早期発見に努める。また、教室内がよく見えるように入口の窓ガラスの交換を行うなど、風通しのよい校内環境に努める。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実にを行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間15日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していないため極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

1 職員会議

- (1) 「中島小学校いじめ防止基本方針」の周知徹底
- (2) 取組評価アンケート内容の検討及び実施（学校評価アンケートの質問項目に設定する）
- (3) アンケート結果をもとにした検証及び取組改善策の検討

☆ 年間計画に位置付け、各学期1回は、いじめやいじめの疑いに関する自校の現状の把握と、組織的な対応状況の把握を行う。また、継続的な観察や保護者や関係機関との連携・協力について、共通理解を図り、共通行動に生かしていく。

2 校内研修

- (1) 児童にとって「わかる・できる・もっと学びたい授業」の実施
 - ・授業規律の確立
 - ・よく聞く態度の育成
 - ・表現力の育成
 - ・繰り返し、わかる・できるまで努力しようと姿勢の育成
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - ・児童理解研修の実施
 - ・カウンセリングマインド研修の実施
 - ・学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修
 - ・生徒指導に係る伝達研修
- (3) 情報モラル研修
 - ・SNS等に係るトラブルに関する研修
- (4) 特別支援教育に係る研修
 - ・交流学习の進め方、通級教室の進め方、インクルーシブ教育等、特別支援を必要と

する児童への理解と配慮・教育法等の研修

(5) 国際理解教育、人権教育に係る研修

・教職員の人権意識を高める研修（外国人、原発被害者に対する差別・偏見を含む。）

☆ 年間計画に位置付け、上記の各研修会を実施し、教職員の意識啓発、個別指導に生かせる事例研修会を複数回実施する。これらの研修の成果を日常的な児童の見取り、指導、組織的な対応に生かしていく。

X PDCAサイクル

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

P：年度末のいじめ対策委員会（各学期1回開催）や学校評価評議員会（各学期1回開催）での検証を踏まえ、次年度の取組の改善を図る。

D：各学期

C：年度末の学校評価（教職員、児童、保護者へのアンケート）、いじめ対策委員会（各学期1回開催）や学校評価評議員会（各学期1回開催）をもとに、成果と課題を明確にし、具体的な改善策を講ずる。

A：前年度の検証結果を踏まえ、年度毎にいじめ撲滅の取組を展開する。

※ 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

2 いじめの問題に関する校内研修の開催時期(予定)

6月19日 学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修

8月21日 生徒指導に係る伝達研修

8月21日 特別支援教育（国際教育、人権教育）に係る研修